

# ねんきん 通信

## 社会全体で高齢者の生活を支える制度

若い世代の方々は、「年金はお年寄りのためのもの」と考えがちではないでしょうか。また、年金制度は不要なものなのでしょうか。かつて日本は、家族で高齢者の暮らしを支えるのが一般的であり、また、私的な貯蓄等によって老後の生活を送ることができました。しかしながら、貯蓄には弱点があります。自分の寿命は誰も予想することができませんし、そのために本来必要十分な貯蓄額を事前に知る事もできません。また、予想を超えるインフレにより貯蓄の目減りなどが生じる可能性もあります。平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、私的な扶養や貯蓄によって老後生活を送ることを困難にしています。公的年金は、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の仕組みを基本として運営されています。

### 国民年金のメリット

#### メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

#### メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡した時は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

・・・公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

#### メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。

・・・税金軽減額（税率10%の方の場合）

1年間の保険料 174,920円  $\left[ \begin{array}{l} 1月\sim 4月\ 14,410円\times 4ヶ月 \\ 5月\sim 12月\ 14,660円\times 8ヶ月 \end{array} \right]$

※平成20年12月分から平成21年11月分の定額保険料で計算

確定申告で戻る額（注）

17,492円

※被保険者（ご本人）の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。

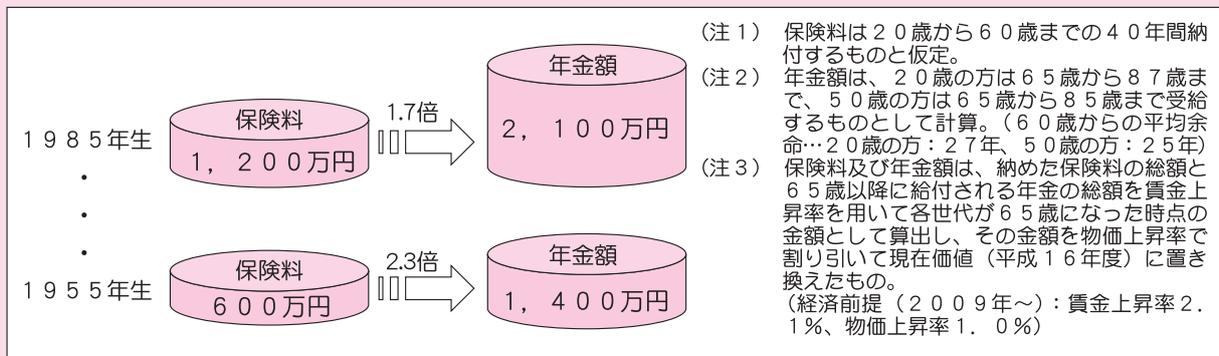
※国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

（注）この金額以上を源泉徴収等されている場合。

#### メリット4 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、1/2（平成21年3月分までは1/3）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、1985年生まれ（2005年に20歳）の人でも、納めた保険料の1.7倍以上となります。

・・・給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）



#### メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されるのです。

・・・老齢基礎年金額 600,000円（昭和61年度）→ 792,100円（平成21年度）

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。